

志摩市森林資源地域循環活用事業（森林バンク）実施要領

（趣旨）

第1条 森林は市民の共有財産であり、木材生産、水源涵養・土砂流出防止・土砂崩壊防止・地球温暖化防止等とともに、伊勢志摩国立公園区域内にあつては、その優美な景観を形成するランドスケープやシースケープを市内外の人々に提供し市民の生活環境の形成や観光資源となっており、森林の持つ多面的機能の持続的な発揮と保全が期待されている。このような森林の未利用資源の循環活用を促進し森林の持つ多面的機能を発揮させるため、森林資源地域循環活用事業の一環として森林バンクを設置し、その適正な執行を図るものとする。

（事業対象森林）

第2条 志摩市森林整備計画の対象森林であつて別表1に定める経営や管理が適切に行われていない森林とする。

（森林バンク）

第3条 市長は、前条の森林うち森林経営管理について第三者に委託を希望する森林の所有者（以下「森林所有者」という。）の森林情報を登録し、登録された森林の経営管理を希望する者に対し、情報等を提供することができる。（以下「森林バンク」という。）

（森林バンクへの登録）

第4条 市長は、第2条に規定する森林の所有者に森林バンクへの登録に関する意向を調査するものとする。

2 市長は、前項に基づき調査した森林のうち森林所有者から森林バンク登録の意思表示がされたものについては、森林バンクに登録し、森林バンク登録簿（様式第1号）を作成するものとする。

3 市長は、登録簿への登録を行った場合は、森林バンク登録通知書（様式第2号）により、速やかに当該森林所有者に通知するものとする。

4 市長は、森林バンクに登録した森林（以下「登録森林」という。）の施業範囲を明確にするため、隣接地の所有者との合意形成に努めるものとする。

5 森林所有者は、登録森林の境界確認、周囲測量、その他森林バンク登録簿に記載すべき行為等を行ったときは、森林バンク登録情報確認書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

6 市長は、森林所有者の同意を得て前項の確認書による施業範囲に関する実測面積を第2項で定める登録簿へ追記するものとする。

(森林バンクの公表)

第 5 条 市長は、森林所有者の同意を得て森林バンク登録簿の内容の一部または全部について、志摩市個人情報保護条例を遵守しインターネットその他の方法により公表するものとする。

(森林バンクの登録期間)

第 6 条 登録森林の登録期間は、2 年間とする。

(森林バンクの登録更新)

第 7 条 市長は、前条に規定する期間の期限を迎える登録森林の所有者に森林バンクの登録更新に関する意向を調査するものとする。

(森林バンクの登録の取消し)

第 8 条 市長は、登録森林の所有者(以下「登録森林所有者」という。)が次のいずれかに該当する場合は、森林バンクの登録を取り消すことができるものとする。

- 一 偽りその他不正な手段により登録簿に登録させたことが判明した場合
 - 二 森林の売却等により当該森林に係る権原を有しなくなった場合
 - 三 当該森林の適切な経営管理以外の目的を達成するために登録したことが判明した場合
- 2 登録森林所有者が自らの意思により森林バンクの登録を取消したい場合は、森林バンク登録取消申出書(様式第 4 号)により、市長に申し出なければならない。
- 3 前項の申出にあたり、当該森林が第三者により経営管理が行われる契約等を締結している場合は、登録森林所有者は第三者との当該契約等を解除または契約等の期間満了後に申し出するものとする。

(第三者による森林の経営管理)

第 9 条 登録森林の経営管理を行える者は、次に掲げる各号の一を満たした者とする。

- (1) 市内に事業所等を有し木材の伐採・搬出・販売業を営む者
 - (2) 市内に住所を有し木材の伐採・搬出・販売業を営むことを希望する者で、常時 2 名以上で当該経営管理を行うことができる者
 - (3) その他、市長が適正に経営管理を行えると認めた者
- 2 登録森林の経営管理を希望する者は、市長に森林経営管理申出書(様式第 5 号)により申し出なければならない。(以下「森林経営管理申出者」という。)

- 3 市長は、森林経営管理申出書の内容が志摩市森林整備計画及び別表 2 に定める志摩市森林資源循環活用に資する森林整備の内容に照らし適当と判断した場合は、森林経営管理申出者に対し、希望する森林の登録森林所有者の情報を提供するものとする。
- 4 市長は、前項の登録森林の情報を森林経営管理申出者に提供する場合は、事前に登録森林所有者の了承を得るものとする。
- 5 森林経営管理申出者は、登録森林の経営管理を行う場合は、森林経営管理申出者及び登録森林所有者の署名捺印された施業了承確認書（様式第 6 号）を速やかに市長に提出するものとする。
- 6 市長は、前項の確認書の提出を受け、第 4 条第 2 項で登録された登録簿に、森林経営管理申出者を森林経営管理事業者として、経営管理期間等の必要事項と合わせて追記し、第 4 条第 5 項の測量等において作成した図面を添え、志摩市個人情報保護条例を遵守し公表するものとする。
- 7 市長は、前項で添付する図面は公表を行う前に森林経営管理事業者及び当該登録森林所有者の同意を得るものとする。

（森林経営管理指導）

第 10 条 市長は、森林経営管理事業者に対し志摩市森林整備計画並びに森林バンク登録簿の記載内容を遵守するよう指導するものとする。

（森林バンク台帳）

第 11 条 市長は、登録森林を森林資源循環活用台帳（以下「森林バンク台帳」という。）（様式第 7 号）に搭載し永久保存するものとする。

附則

- 1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1

経営や管理が適切に行われていない森林	
1	森林経営計画が策定されていない
2	過去、10 年程度間伐などの施業履歴がない（標準伐期齢を超える森林にあつては、15 年以上）
3	民間事業者に経営管理を委託していない
4	日常的に巡視や手入れを行っていない

志摩市森林資源地域循環活用に資する森林整備の内容	
森林の目標林型は針広混交林又は広葉樹林とし森林整備の内容が次の事項に沿っていること	
1	森林バンク登録簿の存続期間内に志摩市森林整備計画に定める森林の整備に関する事項を実施する。
2	高木性広葉樹はできるだけ残存するよう配慮する。
3	勾配がおおむね 10 度以下の溪流内に存する立木のうち劣勢な個体を除きできるだけ残存するよう配慮する。
4	伐採木を選木する際は、病虫害に侵されたものも選木するなど病虫害防除に努める。
5	伐採木を搬出しない場合は、できるだけ山腹斜面に等高線状となるように処理を行う。また、谷地形に処理しないよう配慮する。なお、病虫害が拡大する恐れのある場合は、できるだけ病虫害に侵された樹木を搬出し焼却処分等に努める。
6	道路からの目視により、火災、病虫害及び気象害の予防のため年 1 回の森林の巡視を行う。